

生徒・保護者の皆さんへ

京都市立日吉ヶ丘高等学校

台風時の休業措置について

台風により 京都府南部地方に午前7時現在「暴風警報」が発令されている場合には、自宅待機とします。

「暴風警報」が解除になった場合には下記のような措置をとります。

その他の警報（洪水警報・大雨警報）は臨時休業にならないので、注意してください。

1. 午前7時までに解除になった場合は平常授業
2. 午前8時までに解除になった場合、2校時(9:30)から授業
3. 午前9時までに解除になった場合、3校時(10:40)から授業
4. 午前10時までに解除になった場合、4校時(11:40)から授業
5. 午前11時までに解除になった場合、5校時(13:10)から授業

午前11時現在、暴風警報発令中は臨時休業とする。

*電話での問い合わせは、できるだけしないようにお願いします。

なお、生徒手帳の20ページにも同様の記載がありますので、見ておいてください。